

橿原市における特定建築物に係る定期報告書の提出時期（用途別）

橿原市建築基準法施行細則により、下表のとおり奈良県下の他の特定行政庁とは異なる基準年を設定しています。このため、報告時期が他の特定行政庁と一致していないため、ご注意願います。（平成28年5月24日 規則第42号）

台帳種別	用途	報告の時期	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
A	学校・体育館	平成26年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
B	病院・診療所又は就寝用途の児童福祉施設等	平成28年から起算して2年ごと	○		○			○		○		○		○
	児童福祉施設等（就寝用途を除く）	平成28年から起算して2年ごと					1	2	1	2	1	2	1	2
C	劇場等	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	百貨店等（1,000㎡未満）	平成22年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	百貨店等（1,000㎡以上）	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	ホテル等（1,000㎡未満）	平成22年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	ホテル等（1,000㎡以上）	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	サ付高齢者向き住宅・グループホーム等	平成28年から起算して3年ごと					1	2	3	1	2	3	1	2
	共同住宅等（1,000㎡以上）	平成28年から起算して3年ごと			○				○			○		
G	博物館等	平成4年から起算して3年ごと	○			○			○			○		
H	事務所等	平成27年から起算して3年ごと	○			○		○			○			○
						1	2	3	1	2	3	1	2	3

※提出時期は物件毎に異なるため、個別にお問い合わせください。

※Dの一部（キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場）については、平成28年度より特定建築物・特定建築設備とも報告対象とする。